

## 「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について」 を受けた改善計画の提出について

平成19年7月26日  
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業省に「自衛消防体制の強化」ならびに「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」について改善計画を報告いたしました。

これは、経済産業大臣からいただいた「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（平成19年7月20日付）」の指示に基づくものです。

主な改善内容については、以下のとおりです。

### 1. 「自衛消防体制の強化」について

#### (ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制の構築

専任の化学消防隊を新設するとともに、一斉呼び出し装置の呼出範囲を拡大します。(化学消防隊の体制：各班隊員5名(交代勤務24時間体制))

#### (イ) 油火災等に備えた化学消防車の配置等の措置

化学消防車を導入します。

#### (ウ) 消防に対する専用通信回線の確保

緊急時対策室と消防本部との専用回線電話を、中央制御室にも追加整備します。

#### (エ) 担当職員の訓練強化

所轄消防署との訓練を計画的に実施し、化学消防車の運用を含めた消防体制を構築します。

### 2. 「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」について

#### (ア) 放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員確保

休日夜間の放射能測定者をあらかじめ決めておきます。

発電課当直員により放射能測定が実施できるよう教育、訓練を行います。

#### (イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段の確保

より一層の通信手段の確保の観点から、衛星携帯電話を追加配備します。

#### (ウ) 放射性物質の漏えいなどの可能性に接した時点での報告

「隠さない、隠せない仕組み」を確実に実行してまいります。特に、非管理区域で放射性物質を含む水の漏洩の可能性が認められた時点で、通報連絡を行うよう徹底します。

以上

別紙：平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた自衛消防体制の強化  
ならびに迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画

## (参考) 経済産業大臣からの指示内容

1. 「自衛消防体制の強化」に係る検討(7月26日までに報告)
  - (ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制の構築に係る検討
  - (イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等に係る検討
  - (ウ) 消防に対する専用通信回線の確保に係る検討
  - (エ) 消防機関での実施訓練を含め、消防との連携の下で担当職員の訓練の強化に係る検討
  
2. 「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る検討(7月26日までに報告)
  - (ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制の早急な構築に係る検討
  - (イ) 地震等の災害発生時であっても、原子力発電所内及び原子力発電所と災害対策本部等の間において確実に機能する通信手段の確保に係る検討
  - (ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合に、その可能性に接した時点で国及び地方自治体への迅速な報告に係る検討
  
3. 「国民の安全を第一とした耐震安全性の確認」に係る検討
  - (ア) 新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映
  - (イ) 確実に、しかし、可能な限り早期に評価を完了できるよう、実施計画の見直しに係る検討(1か月を目途に報告)

別紙

平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた  
自衛消防体制の強化ならびに  
迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係る改善計画

平成19年7月26日

北陸電力株式会社

## 目 次

1 . 目 的	1
2 . 改善項目	1
( 1 ) 「自衛消防体制の強化」に係る改善	
( 2 ) 「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る改善	
3 . 課題の抽出と改善策	1
( 1 ) 「自衛消防体制の強化」に係る改善	
( 2 ) 「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る改善	
4 . 添付資料	5

## 1. 目的

平成 19 年 7 月 20 日付け、経済産業大臣からの指示文書「平成 19 年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（指示）」（平成 19・07・20 原第 1 号）に基づき志賀原子力発電所における「自衛消防体制の強化」及び「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る改善計画を策定する。

## 2. 改善項目

志賀原子力発電所における「自衛消防体制の強化」及び「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る改善項目は以下の通りである。

### (1) 「自衛消防体制の強化」に係る改善

- (ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること
- (イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること
- (ウ) 消防に対する専用通信回線を確保すること
- (エ) 消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること

### (2) 「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る改善

- (ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること
- (イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と災害対策本部等の間に確保すること
- (ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと

## 3. 課題の抽出と改善策

平成 19 年 7 月 16 日付け、原子力安全・保安院からの指示文書「平成 19 年新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた電力会社への指示について」（平成 19・07・16 第 2 号）に基づき、「原子力発電所で発生した火災に対する事業者による消防活動の体制」及び「放射能漏れ等の事故についての発電所から本社、本社から原子力安全・保安院等への報告体制」について、7 月 20 日に原子力安全・保安院に報告しているが、発電所の一層の安全・安心を追及する観点から、現状の課題を抽出し、改善策及びその実施時期について以下に取りまとめた。

### (1) 「自衛消防体制の強化」に係る改善

- (ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること
- 現 状

平日昼間は、約 230 名の発電所員からなる自衛消防組織を速やかに参集し、初期消火活動等を行う。

休日・夜間は、当直員 4 名、警備員 2 名で初期消火活動を実施する。発電課当直長から連絡を受けた連絡当番が災害優先回線を使用している一斉呼び出し装置により一般管理職以上に緊急招集を行い、招集を受けた各管理職者が課員を招集するという 2 段階招集となっている。招集後は、発電所から約 3 km のところの社員寮及び社宅(約 230 名)から速やかに発電所に集合する体制となっている。

#### 課 題

次の点に更なる改善点があるものとする。

- a. 休日・夜間に地震による火災が発生した場合、運転当直員は、プラント設備対応に追われ、初期消火活動に十分対応できない可能性がある。
- b. 一般社員の呼び出しは管理職者が一般回線を利用して行うため、回線錯綜時には連絡が遅くなる。また、2 段階招集であることにより課員の招集が遅れる可能性がある。

#### 改善策

- a. 専任の化学消防隊を新設し、初期消火体制を強化する。化学消防隊は、各班隊員 5 名交替勤務 24 時間体制とする。
- b. 一斉呼び出し装置の呼出範囲に社員寮、社宅及び近隣の自宅通勤者を含めるなど回線錯綜の影響を避けかつ 1 段階にて迅速に呼び出す方法を整備し、最低限 10 名程度が迅速に初期消火に入れるようにする。また、震度 5 弱以上の地震が発生した場合、連絡がなくても対応要員が出社するよう社内規定に定める。

#### 実施時期

上記いずれの改善策も平成 19 年 9 月末までに整備する。

- (イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること

#### 現 状

油火災に対応する設備として、軽四輪駆動消防車、可搬型小型動力ポンプ、可搬型高発泡器、大型粉末式消火器を所有している。なお、志賀 1 号機、2 号機の主要な変圧器には、変圧器噴霧消火設備が設置されている。また、消火栓破損時には、ろ過水タンク、補機冷却海水ピットから直接取水が可能となっている。

#### 課 題

消火系配管破損時には、噴霧消火設備が使用できない可能性がある。また、火災の大きさによっては、現状設備の能力が小さい。

#### 改善策

化学消防車を導入し、運用できる消防体制を整備する。また、ろ過水タンクや無限水源の補機冷却海水ピットから十分な取水は可能と考えられるが、念のため水タンク車を配置する。

#### 実施時期

平成 19 年 9 月末までに化学消防車を導入するとともに、運用体制を確立する。水タンク車は調達期間を考慮し、速やかに配置する。

- (ウ) 消防に対する専用通信回線を確保すること

## 現 状

消防指定の当社専用電話とともに、発電所緊急時対策室と羽咋消防本部との間に原子力防災用の専用回線電話を敷設している。中央制御室からは、災害優先電話で消防本部の当社専用受信電話（専用回線ではない）に電話を掛けられる。

## 課 題

緊急時対策室に入室できない場合は、専用回線電話が使用できない。

## 改善策

中央制御室と消防本部との間に専用回線電話を整備する。

## 実施時期

平成 19 年 9 月末までに整備する。

## (工) 消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の訓練を強化すること

### 現 状

年 1 回、所轄消防署の指導のもと、消火栓、軽四輪駆動消防車を実際に使用した放水訓練、通信訓練などを組合せた総合訓練を実施している。

### 課 題

化学消防車の操作技術を確実にするための訓練を実施する必要がある。

### 改善策

所轄消防署との訓練を計画的に実施し、化学消防車の運用を含めた消防体制を構築する。また、迅速かつ的確な消火活動を実施できるよう、所轄消防署と合同の訓練を行う方向で検討を進める。訓練においては、技術的指導も得ることとする。

### 実施時期

新消防体制構築は、化学消防車導入の平成 19 年 9 月末までに実施する。合同訓練については、社外関係各所との所要の協議を踏まえて実施する。

## (2) 「迅速かつ厳格な事故報告体制の構築」に係る改善

### (ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること

#### 現 状

当直員が 24 時間プラントを監視し、漏えいなどの事実関係を確認している。また、地震発生後、速やかにパトロールを実施している。平日昼間は、放射能を測定できる所員として、放射線安全課員 28 名があり、その中の人員が直ちに放射能測定を実施している。休日昼間は、当番として出社している放射線安全課員 1 名が放射能測定を実施している。夜間は、電話により、寮、社宅又は近隣居住している放射線安全課員が 30 分以内に出社し、放射能測定を実施している。災害時においても、休日昼間は、放射線安全課員 1 名が事務所に待機し、直ちに放射能測定できるようにしている。夜間は、電話連絡により、寮、社宅又は近隣居住者が 30 分以内に出社し、放射能測定を実施する。

## 課 題

- a. 休日夜間は寮、社宅入居者の帰省等により呼出可能な人数が少ない。また、休日夜間における放射能測定者を事前に定めていない。
- b. 災害時は、回線錯綜により放射能測定者を呼び出しづらい状況が生まれる可能性がある。

## 改善策

- a. 休日夜間においても速やかに測定できるよう放射能測定者を予め決めておくことを社内規定に定める。また、迅速な対応を行うため発電課当直員により放射能測定を実施できるよう社内規定を整備するとともに、教育、訓練を行う。
- b. 放射能測定者呼び出しは、確実に速やかな呼び出しが実施できるように災害優先電話を用いて行うこととし、社内規定に定める。

## 実施時期

- a. 平成 19 年 8 月末までに体制を整備する。
  - b. 平成 19 年 9 月末までに体制を整備する。
- (イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と災害対策本部等の間に確保すること

## 現 状

発電所内外ともに、「内線電話及び FAX」、「一般回線電話及び FAX」、「携帯電話」、「専用回線電話」等を整備しており、多様化も図られ、回線錯綜時にも連絡できる手段が構築されている。

## 課 題

通信手段が多様化され、かつ、災害優先又は専用回線により、回線錯綜時にも、連絡できる手段が構築されている。

## 改善策

より一層の通信手段の確保の観点から既設の衛星電話(固定電話)に加えて衛星携帯電話を追加配備し、衛星電話の多重化を図る。

## 実施時期

- 平成 19 年 9 月末までに追加配備する。
- (ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと

## 現 状

「隠さない、隠せない仕組み」として、発電所で異常が発生した場合には連絡区分判定前に第 1 報を保安検査官へ通報することとしている。この仕組みのもと、管理区域又は非管理区域で水の漏えいを発見した場合、直ちに通報することとしている。

また、管理区域で水の漏えいを発見したときは、発電課当直長は直ちに放射線安全課長に放射能の分析を依頼し、放射線安全課長は放射能の有無を判断する。放射能を検出した場合は、国へは実用炉規則、県、町へは安全協定、覚書に基づき報告



することを社内規定に定めている。

#### 課 題

- a. 現状の仕組みを確実に機能させる。
- b. 非管理区域で水の漏えいを発見し、明らかに放射性物質を含んでいないと判断できない場合、放射能測定を行うが、これを明文化したものは無い。

#### 改善策

- a. 「隠さない、隠せない仕組み」についての意識づけを行い、確実に仕組みを定着させる。
- b. 非管理区域で水の漏えいを発見し、定性的であってもそれらにプラントに起因する放射性物質が含まれている可能性が認められた場合\*は、その時点で非管理区域での放射性物質の漏えいの可能性有りとして通報連絡を行うよう徹底することとし、その旨社内規定に明記する。また、迅速な対応を行うため発電課当直員により放射能測定を実施できるよう社内規定を整備するとともに、教育、訓練を行う。

- \*：プラントに起因する放射性物質が含まれている可能性が認められた場合とは、
- ・放射性物質の含有が考えられる場
  - ・漏えい量評価の為に測定結果が得られる前であっても、先行した他の測定で放射性物質が検知された場合

#### 実施時期

異常事象の全ての通報は、平成 19 年 4 月 12 日より試運用を開始し、6 月 1 日より本格運用している。その他は、平成 19 年 8 月末までに体制を整備する。

#### 4 . 添付資料

- ・添付資料 1：志賀原子力発電所における自衛消防体制の強化並びに迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係るスケジュール

以 上

## 志賀原子力発電所における自衛消防体制の強化並びに迅速かつ厳格な事故報告体制の構築に係るスケジュール

## 1. 自衛消防体制の強化

地震等の災害発生時において各原子力事業者が独力で初期消火を実施することを確実なものとする

経済産業大臣の指示	現状	課題	改善策	実施時期
(ア) 火災発生時に迅速に十分な人員を確保することができる体制を早急に整えること	<p>平日昼間は、約230名の発電所員からなる自衛消防組織を速やかに参集し、初期消火活動等を行う。</p> <p>休日・夜間は、            運転当直員 4名            警備員 2名            で初期消火活動を実施する。            発電課当直長から連絡を受けた連絡当番が災害優先回線を使用している一斉呼び出し装置により一般管理職以上に緊急招集を行い、招集を受けた各管理職者が課員を招集するという2段階招集となっている。            招集後は、発電所から約3kmのところの社員寮及び社宅(約230名)から速やかに発電所に集合する体制となっている。</p>	<p>休日・夜間に地震による火災が発生した場合、運転当直員は、プラント設備対応に追われ、初期消火活動に十分対応できない可能性がある。</p> <p>一般社員の呼び出しは管理職者が一般回線を利用して行うため、回線錯綜時には連絡が遅くなる。また、2段階招集であることにより課員の招集が遅れる可能性がある。</p>	<p>専任の化学消防隊を新設し、初期消火体制を強化する。            ・化学消防隊は、各班隊員5名交替勤務24時間体制とする。</p> <p>一斉呼び出し装置の呼出範囲に社員寮、社宅及び近隣の自宅通勤者を含めるなど回線錯綜の影響を避けかつ1段階にて迅速に呼び出す方法を整備し、最低限10名程度が迅速に初期消火に入れるようにする。</p> <p>震度5弱以上の地震が発生した場合、連絡がなくても対応要員が出社するよう社内規定に定める。</p>	<p>平成19年9月末までに体制を整備する。</p> <p>&lt;暫定処置&gt;            ・自衛消防隊員(初期消火班)全員に対し、消防設備(油火災に対応する設備を含む)の取扱いについて再度教育・訓練を実施する。</p> <p>平成19年9月末までに体制を整備する。</p> <p>平成19年9月末までに体制を整備する。</p>
(イ) 原子力発電所における油火災等に備え、化学消防車の配置等の措置を講ずること	<p>油火災に対応する設備は以下のとおり            ・軽四輪駆動消防車 1台            ・可搬型小型動力ポンプ 1台            ・可搬型高発泡器 2基            ・大型粉末式消火器</p> <p>なお、志賀1号機、2号機の主要な変圧器には、変圧器噴霧消火設備が設置されている。</p> <p>消火栓破損時には、ろ過水タンク、補機冷却海水ピットから直接取水が可能となっている。</p>	<p>消火系配管破損時には、噴霧消火設備が使用できない可能性がある。</p> <p>火災の大きさによっては、現状設備の能力が小さい。</p>	<p>化学消防車を導入し、運用できる消防体制を整備する。</p> <p>ろ過水タンクや無限水源の補機冷却海水ピットから十分な取水は可能と考えられるが、念のため水タンク車を配置する。</p>	<p>平成19年9月末までに化学消防車を導入し、体制を確立する。</p> <p>&lt;暫定処置&gt;            ・軽四輪駆動消防車に可搬型高発泡器を搭載する。</p> <p>水タンク車は調達期間を考慮し、速やかに配置する。</p>
(ウ) 消防に対する専用通信回線を確保すること	<p>事務本館緊急時対策室と羽咋消防本部間の専用回線電話(防災用)が配備されている。</p> <p>中央制御室からは、災害優先電話で消防本部の当社専用受信電話(専用回線ではない)に電話を掛けられる。</p>	<p>緊急時対策室に入室できない場合は、専用回線電話が使用できない。</p>	<p>中央制御室と消防本部との間に専用回線電話を整備する。</p>	<p>平成19年9月末までに追加整備する。</p>
(エ) 消防機関での実地訓練を含め、消防との連携の下で、担当職員の実地訓練を強化すること	<p>年1回、所轄消防署の指導のもと、消火栓、軽四輪駆動消防車を実際に使用した放水訓練、通信訓練などを組合せた総合訓練を実施している。</p>	<p>化学消防車の操作技術を確実にするための訓練を実施する必要がある。</p>	<p>所轄消防署との訓練を計画的に実施し、化学消防車の運用を含めた消防体制を構築する。また、迅速かつ的確な消火活動を実施できるよう、所轄消防署と合同の訓練を行う方向で検討を進める。訓練においては、技術的指導も得ることとする。</p>	<p>新消防体制構築は、化学消防車導入の平成19年9月末までに実施する。合同訓練については、社外関係各所との所要の協議を踏まえて実施する。</p>

2. 迅速かつ厳格な事故報告体制の構築

放射性物質の漏えい等に関する原子力事業者から国及び地方自治体に対する報告が迅速かつ厳格に実施されることを徹底する

経済産業大臣の指示	現状	課題	改善策	実施時期
<p>(ア) 地震等の災害発生時であっても、放射性物質の漏えいなどの事実関係を確認するために必要となる人員を確保することができる体制を早急に整えること。</p>	<p>当直員が24時間プラントを監視し、漏えいなどの事実関係を確認している。また、地震発生後、速やかにパトロールを実施している。</p> <p>通常運転時(定期検査時も同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平日昼間: 放射能を測定できる所員として、放射線安全課員28名がおり、その中の人員が直ちに放射能測定を実施している。</li> <li>・休日昼間: 当番として出社している放射線安全課員1名が放射能測定を実施している。</li> <li>・夜間: 電話により、寮、社宅又は近隣居住している放射線安全課員が30分以内に出社し、放射能測定を実施している。</li> </ul> <p>災害時においても、休日昼間は、放射線安全課員1名が事務所に待機し、直ちに放射能測定できるようにしている。夜間は、電話連絡により、寮、社宅又は近隣居住者が30分以内に出社し、放射能測定を実施する。</p>	<p>休日夜間は寮、社宅入居者の帰省等により呼出可能な人数が少ない。</p> <p>休日夜間における放射能測定者を事前に定めていない。</p> <p>災害時は、回線錯綜により放射能測定者を呼び出しづらい状況が生まれる可能性がある。</p>	<p>休日夜間においても速やかに測定できるよう放射能測定者を予め決めておくことを社内規定に定める。</p> <p>迅速な対応を行うため発電課当直員により放射能測定を実施できるよう社内規定を整備するとともに、教育、訓練を行う。</p> <p>放射能測定者呼び出しは、確実に速やかな呼び出しが実施できるように災害優先電話を用いて行うこととし、社内規定に定める。</p>	<p>平成19年8月末までに体制を整備する。</p> <p>平成19年8月末までに体制を整備する。</p> <p>平成19年9月末までに体制を整備する。</p>
<p>(イ) 地震等の災害発生時であっても確実に機能する通信手段を、原子力発電所内及び原子力発電所と事業者の災害対策本部等との間に確保すること。</p>	<p>&lt; 発電所内の通信手段 &gt;</p> <p>内線電話 &amp; F A X : 事務所内                  ページング : 事務所、建屋全域                  携帯電話 (災害優先含む) : 事務所内、屋外                  専用回線電話 &amp; F A X : 緊急時対策室 - 1号中央制御室間                  防災用無線 : 事務所内、屋外                  社内 L A N                  通信機器 (緊急時対策室) は、非常用電源から電源供給を受ける。</p> <p>&lt; 発電所 原子力部、本店 (富山) &gt;</p> <p>内線電話 &amp; F A X                  一般回線 (災害優先含む) : 電話 &amp; F A X                  携帯電話 (災害優先含む)                  専用回線電話                  衛星電話 &amp; F A X                  T V会議システム                  社内 L A N</p>	<p>通信手段が多様化され、かつ、災害優先又は専用回線により、回線錯綜時にも、連絡できる手段が構築されている。</p>	<p>より一層の通信手段の確保の観点から既設の衛星電話 (固定電話) に加えて衛星携帯電話を追加配備し、衛星電話の多重化を図る。</p>	<p>平成19年9月末までに追加配備する。</p>

経済産業大臣の指示	現状	課題	改善策	実施時期
<p>(ウ) 万一、放射性物質の漏えいなどがあった場合には、その可能性に接した時点で、直ちに、国及び地方自治体への報告を行うこと。</p>	<p>「隠さない、隠せない仕組み」として、発電所で異常が発生した場合には連絡区分判定前に第1報を保安検査官へ通報することとしている。この仕組みのもと、管理区域又は非管理区域で水の漏えいを発見した場合、直ちに通報することとしている。</p> <p>管理区域で水の漏えいを発見したときは、発電課当直長は直ちに放射線安全課長に放射能の分析を依頼し、放射線安全課長は放射能の有無を判断する。放射能を検出した場合は、国へは実用炉規則、県、町へは安全協定、覚書に基づき報告することを社内規定に定めている。</p>	<p>現状の仕組みを確実に機能させること。</p> <p>非管理区域で水の漏えいを発見し、明らかに放射性物質を含んでいないと判断できない場合、放射能測定を行うが、これを明文化したものはない。</p>	<p>「隠さない、隠せない仕組み」についての意識づけを行い、確実に仕組みを定着させる。</p> <p>非管理区域で水の漏えいを発見し、定性的であってもそれらにプラントに起因する放射性物質が含まれている可能性が認められた場合*は、その時点で非管理区域での放射性物質の漏えいの可能性有りとして通報連絡を行うよう徹底することとし、その旨社内規定に明記する。</p> <p>*：プラントに起因する放射性物質が含まれている可能性が認められた場合とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の含有が考えられる場合</li> <li>・漏えい量評価の為に測定結果が得られる前であっても、先行した他の測定で放射性物質が検知された場合</li> </ul> <p>迅速な対応を行うため発電課当直員により放射能測定を実施できるよう社内規定を整備するとともに、教育、訓練を行う。</p>	<p>異常事象の全ての通報は、平成19年4月12日より試運用を開始し、6月1日より本格運用している。</p> <p>平成19年8月末までに体制を整備する。</p> <p>平成19年8月末までに体制を整備する。</p>